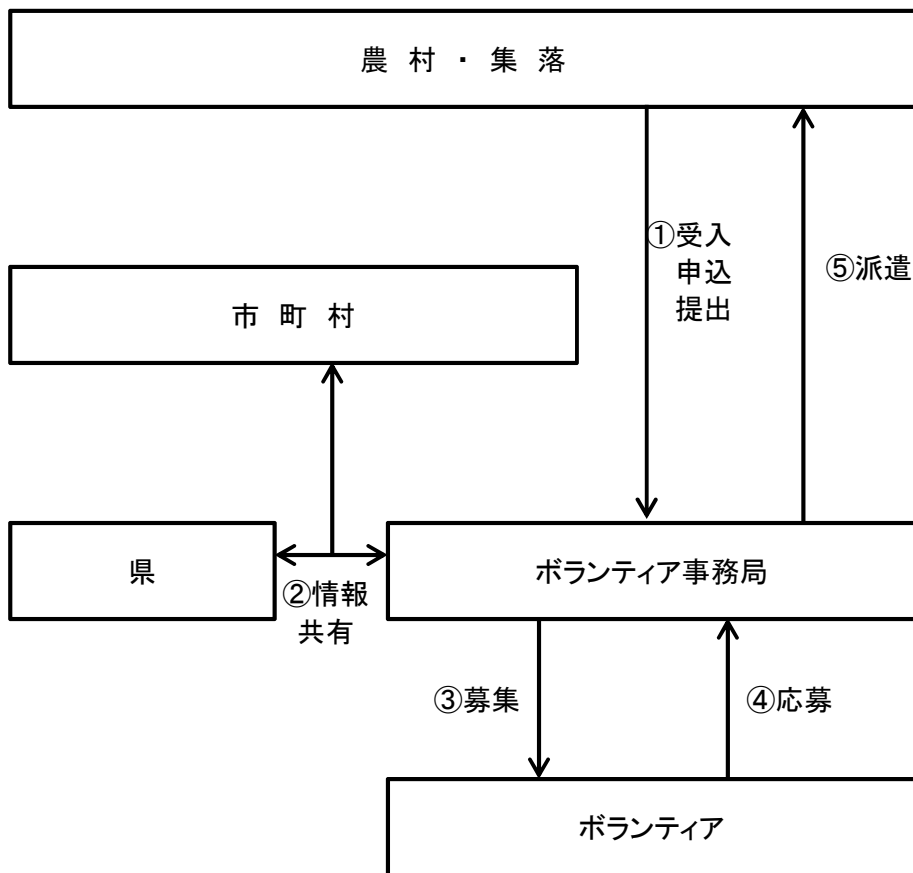


農山村ボランティア受入申込事務処理要領の手続きフロー



【事務処理要領とフロー関係】

①②(事務処理要領 第3の1項関係)

受入れ農家は、農山村ボランティアの派遣を希望する場合は、原則派遣希望日の2週間前までに、農山村ボランティア受入申込書(第1号様式、以下「受入申込書」という。)を受入れ地域・集落等が存する農山村ボランティア事務局業務受託者(以下「事務局受託者」という。)を通じて市町村長に提出しなければならない。

②(事務処理要領 第3の2項関係)

事務局受託者は、前項の規定による受入申込みがあった場合は必要に応じて調整を行った上で、農林水産部農業振興監農地・水保全課長(以下「農地・水保全課長」という。)へ、受入申込書の写しをPDFファイル等の電子データにより速やかに送付し、農山村ボランティアが円滑に行われるよう努めるものとする。

②(事務処理要領 第3の3項関係)

市町村長、農地・水保全課長及び事務局受託者は前項の規定による農山村ボランティア受入に係る調整を協力し行うものとする。